

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【公開番号】特開2018-35378(P2018-35378A)

【公開日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2016-166732(P2016-166732)

【国際特許分類】

B 22 F 3/14 (2006.01)

B 22 F 7/04 (2006.01)

【F I】

B 22 F 3/14 101C

B 22 F 3/14 101A

B 22 F 7/04 H

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月5日(2019.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

導電性を有する金属板に導電性を有する粉体を積層し、

前記金属板に積層された前記粉体を一次焼結し、

一次焼結された前記粉体を前記金属板に向けて加圧して成形し、

少なくとも前記金属板を直接通電加熱して、一次焼結された前記粉体を二次焼結する焼結金属板の製造方法。

【請求項2】

請求項1記載の焼結金属板の製造方法であって、

少なくとも前記金属板に対して直接通電加熱を行って、前記粉体を一次焼結する焼結金属板の製造方法。

【請求項3】

請求項1または請求項2記載の焼結金属板の製造方法であって、

不活性又は還元性雰囲気中で前記粉体を一次焼結する焼結金属板の製造方法。

【請求項4】

請求項1ないし請求項3のうちのいずれか1項記載の焼結金属板の製造方法であって、一次焼結された前記粉体を不活性又は還元性雰囲気中で二次焼結する焼結金属板の製造方法。

【請求項5】

請求項1ないし請求項4のうちのいずれか1項記載の焼結金属板の製造方法であって、前記粉体を二次焼結した後、前記金属板を直接通電加熱する際の前記金属板の電極との接触部、及び当該接触部に積層された前記粉体を切除する焼結金属板の製造方法。

【請求項6】

請求項5記載の焼結金属板の製造方法であって、

前記金属板を直接通電加熱する際、前記電極をヒータによって加温する焼結金属板の製造方法。

【請求項7】

請求項 1 ないし請求項 4 のうちのいずれか 1 項記載の焼結金属板の製造方法であって、前記金属板を直接通電加熱する際の前記金属板の電極との接触部を除いて前記金属板に前記粉体を積層し、

前記粉体を二次焼結した後、前記接触部を切除する焼結金属板の製造方法。